

気象警報発表・災害発生等に対する本校の緊急連絡体制について

1 臨時休業とする場合

- (1) 午前 5 時 20 分の時点で、胆振中部（室蘭市～苫小牧市）に、気象（大雨、暴風、暴風雪、大雪等）又は火山に関する特別警報が発表されている場合。
- (2) 午前 5 時 20 分の時点で、胆振中部（室蘭市～苫小牧市）において JR 等が運休となっており、かつ胆振中部に気象又は火山に関する注意報が発表されている場合。
- ※ JR 等の運休だけで注意報が出されていない場合は臨時休業とはせず、「2 (2)」の適用とする。

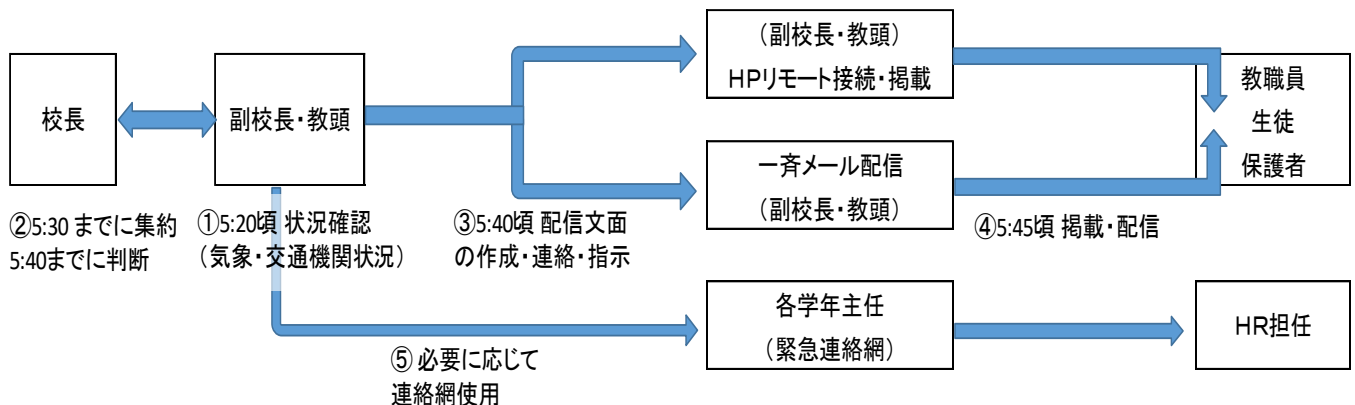
2 自宅待機とする場合

- (1) 登校時刻の時点で、居住している地域（※胆振中部が特別警報の場合は臨時休業）に気象又は火山に関する特別警報や避難指示・勧告等が発表されている場合。
- (2) 登校時刻の時点で、通学に使用している JR（※胆振中部で JR 運休かつ注意報は臨時休業）・バス等の公共交通機関が運休となっている場合。
- (3) 前記(1)、(2)の場合以外でも、居住している地域の天候や道路状況等により、保護者が登校を困難であると判断した場合。

3 確認事項

(1) 臨時休業の場合

ア. 午前 5 時 40 分を目途に一斉メール配信により連絡するとともに、学校ホームページに掲載する。



イ. 標準時数を下回る事が見込まれる場合、長期休業期間等に相当日数(授業時数)分の補充授業を行うこととする。

(2) 自宅待機の場合

ア. 午前 7 時 45 分以降に、保護者から学校（HR担任）に連絡する。

イ. 保護者との間で、2の(1)～(3)のいずれかに該当することが確認できた場合は、「非常変災等による出席停止」として取り扱う。

ウ. 警報等の解除や公共交通機関の復旧により、保護者が登校可能であると判断し、授業等に出席できる時間帯である場合は登校する。

エ. 自宅待機により受けることができなかった授業については、後日、個別に補充授業等を行う場合がある。

(3) 登校後に気象又は火山に関する警報等が発表された場合

公共交通機関の運休が予想される場合等は、下校時の安全を確認した上で、原則として授業を打ち切って生徒を下校させる。